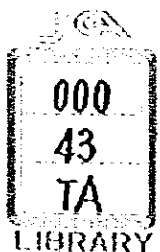


昭和58年度
(第16回)

犯罪防止(上級)セミナー
実施要領

昭和59年1月

国際協力事業団
研修事業部



51
JR
84-14

国際協力事業団

受入
月日 '84. 6. 29

000

登録No. 10474

43

IA

目 次

〔 I 〕	セミナー名等	1
〔 II 〕	セミナーの目的	1
〔 III 〕	セミナー設立の背景	1
〔 IV 〕	到達目標	2
〔 V 〕	研修項目及び研修方法	3
〔 VI 〕	研修員参加資格要件	8
〔 VII 〕	応募及び選考	8
〔 VIII 〕	研修実施体制及び運営	9
〔 IX 〕	研修及び宿泊施設	9
〔 X 〕	使用テキスト	10
〔 XI 〕	研修付帯プログラム	11
〔 XII 〕	研修の評価	12
付表-1	見学先等受入機関及び連絡先	5
付表-2	58年度犯罪防止(上級)セミナー研修日程	6
付表-3	59年度オリエンテーションプログラム	11
付表-4	国別研修員参加実績表	13

JICA LIBRARY



1013330[4]

〔Ⅰ〕 セミナー名等

1. 和 文：犯罪防止（上級）セミナー
2. 英 文：SEMINAR ON CRIME PREVENTION AND
TREATMENT OF OFFENDERS
3. 研修期間：昭和59年2月2日～3月19日
4. 定 員：20名

〔Ⅱ〕 セミナーの目的

本セミナーは日本及びアジアを中心とする諸外国における刑事司法制度及びその運用に関する諸問題，特に刑事司法の運営に関する国際協力をめぐる諸問題を総合的に検討することにより，関係諸国における国際協力の発展に寄与し，併せて関係諸国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

〔Ⅲ〕 セミナー設立の背景

昭和36年に国際連合と日本国政府との間に締結された「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいてアジア極東犯罪防止研修所が設立され，昭和37年からアジア極東地域諸国における警察，検察，裁判，矯正，保護その他の刑事司法関係機関の高級・中堅幹部職員を対象に犯罪，少年非行の防止及び犯罪者・非行少年の処遇に関する国際研修並びに高官向けセミナー等を実施することとなった。

その後多様化しつつ増大する各国のニーズに対応するため，昭和44年度（1969年）から本研修コースは「犯罪防止（矯正・保護）コース」，「犯罪防止

（刑事司法）コース」、「犯罪防止（上級）セミナー」（高官セミナー）に分けられ、各コースを毎年1回行ない、現在に至っている。

これら3コースの研修実施回数は設立時より、昭和58年度犯罪防止（上級）セミナーまでで、延べ65回（他に特別コース3回）に及び、うち「犯罪防止（上級）セミナー」は、昭和44年度より57年度までに15回実施している。

〔Ⅳ〕 到達目標

近年における交通機関及び情報伝達手段の飛躍的発達に伴い、アジア・太平洋地域においても国際交流の機会が急速に拡大し、同時に政治・経済・文化等の国内的事象も、国際情勢と密接に関連し、相互に影響しあう傾向にあることが認められる。

更にこのような国際化傾向は、刑事司法運営の分野にも多大な影響を与え、各国が犯罪の国際化、犯罪人引渡し、刑事事件に関する国際共助及び受刑者の交換など、自国のみによっては適正に対処し得ない複雑で困難な問題に直面するに至った。

刑事司法運営の分野における国際協力の改善に向けては、これまで多くの国が誠実な努力を重ねてきており、国際連合においても、その実効性を高めるため国際協力に関する指導原則の確立が検討されている。

しかしながら、現時点において、刑事司法の運営に関する国際協力はその範囲・方法などが国際法上必ずしも明確に定義づけられておらず、その手続が時に多大の時間を要し、複雑であることなどのため、これらの協力に向けての手段が十分に活用されておらず、その結果としての犯罪の防止及び犯罪者の処遇の両面において、必要かつ望ましい役割を達成していないものと思料される。

刑事司法運営に関する国際協力は、国際法のみならず各国の国内法制とも十分調和のとれたものでなければならぬことはいうまでもなく、アジア・太平洋地域諸国の経験や法制度について討議を重ねることが、より効果的で効率的な国際

協力の実現に向けての基盤形成に必要不可欠であることは疑い余地がないであろう。

そこで、本セミナーにおいては、「刑事司法の運営に関する国際協力」を主要議題として(1)各国における国際協力制度についての比較研究を行い、(2)各国がこの分野で直面する諸問題を把握し、(3)より効果的で効率的な国際協力を確立するための諸方策を採求し、(4)国際協力の将来の在り方、特に国際協力に関する統一準則制定の可能性を考察することにより、主としてアジア・太平洋地域における刑事司法に関する国際協力制度及びその運営の改善を図ることを目標とする。

〔V〕 研修項目及び研修方法

本セミナーは、主に警察官、検察官及び裁判官を対象とし、刑事司法をめぐる国際協力に関するテーマを選定して行うものである。

セミナーの構成はテーマについて各研修員が自国における現状と問題点及び対策について個人発表を行い、そこで提起された問題点について総括討議を行う「比較研究」、及び重要問題について全体で討議する「ジェネラル・ディスカッション」を柱とし、日本政府が本セミナーのために別途招へいする外国人客員専門家及び特別講師、アジア極東犯罪防止研修所教官等による講義及び裁判所、警察等関係機関施設の見学となっている。

その詳細は下表及び付表Ⅰ「見学先等受入機関及び連絡先」のとおり。

主要項目	課題源	構成	時間配分(時間)		指導内容及び指導方法
			講義	実習	
(A) 日本の刑事司法	日本の刑事司法制度の概要		4		日本の刑事司法制度の全般を紹介し、これについての本格的な知識を授ける。
(B) 欧米(主としてドイツ、アメリカ)及びアジア地域(主としてフィリピン)における刑事司法に関する国際協力制度	1) ドイツ 2) アメリカ 3) フィリピン		6 10 4		この分野における諸国の制度・運用・思想を説明する。
(C) 日本における犯罪情勢及び刑事司法に関する国際協力制度	1) 日本の刑事司法及び犯罪情勢の特色 2) 日本の刑事司法に関する国際協力制度の発端と問題点		4		諸外国と比較して、日本の刑事司法犯罪情勢の特色を明らかにするとともに、日本における刑事司法に関する国際協力制度を詳細に説明する。
(D) 参加の各国における刑事司法に関する国際協力制度の比較研究	研究員が自国の刑事司法に関する国際協力制度及びその運営を概管し各国の比較研究を行う。		24		各国の制度・運営を比較研究することにより、これらの改善策について認識を深めさせる。
(E) 全研究員による実習研究	研究員の当面する問題を、全体討議によって解決させる。		12		全研究員が実習課題について討議し、その解決策を提示する。
(F) 日本の刑事司法の発展(一部は小グループで実施)	1) 警察 2) 検察 3) 裁判 4) 矯正・保護			6 4 6 6	日本の刑事司法の発展について理解を深めさせる。

見学先等受入機関及び連絡先

日 程	見 学 先 等	受 入 機 関	電 話	住 所	備 考
2月20日	警 視 庁	警 察 庁	03-581-4321	〒100 千代田区霞ヶ関2	
2月23日	法 務 省	同 左	03-580-4111	〒100 千代田区霞ヶ関1	森岡大臣表敬 訪問
3月2日	奈良少年刑務所	法務省 同左	0742-22-4961	〒630 奈良市般若寺町18	
3月13日	最高裁判所	同 左	03-264-8111	〒102 千代田区律町4	
"	サンシャインシティ	アジア刑政財団	03-087-1444	〒170 豊島区東池袋3 サンシャイン60	
3月25日	新宿警察署	警 察 庁	03-346-0110	〒160 新宿区西新宿6	小グループ訪問
"	東京地方検察庁	同 左	03-380-4111	〒160 千代田区霞ヶ関1	"
"	東京地方裁判所	最高裁判所	03-581-5411	同 上	"
"	府中刑務所	法務省 同左	0423-62-3101	〒183 府中市曙見町4	

付表-2

昭和58年度 犯罪防止(上級)セミナー研修日程

月日	曜	内 容 (I・II)	内 容 (B・N)	備 考
2. 2	木	来 日		
3	金	ブリーフィング		
4	土	"		
5	日			
6	月	ジェネラルオリエンテーション		
7	火	"		
8	水			
9	木	16:30~18:00 プログラムオリエンテーション		
10	金	"		
11	土	自 由		
12	日			
13	月	プログラムオリエンテーション		
14	火	アツ研着 入所手続	自己紹介 コース説明	17:30~ 歓迎レセプション 担任教官面接
15	水	(講) 日本の刑事司法の特色 所長 石川 弘	(講) 日本の刑事司法制度 次長 日野 正徳	
16	木	(講) 刑事司法の国際協力 広島大学教授 森下 忠	(講) 刑事司法の国際協力 広島大学教授 森下 忠	
17	金	比較研究(個人発表)(1)(2)	(講) 米国の国際協力制度 その1 (答) Mr. Gainer	
18	土	資料調査		
19	日			
20	月	(比 研) (3)・(4)	(視) 警 視 庁	
21	火	(同 上) (5)・(6)	(講) ドイツの国際協力制度その1 (答) Mr. Schneider	
22	水	(同 上) (7)・(8)	(講) 米国の国際協力制度 その2 (答) Mr. Gainer	
23	木	(同 上) (9)・10	(視) 法 務 省	
24	金	(同 上) 11・12	(講) 米国の国際協力制度 その3 (答) Mr. Gainer	
25	土	グループ別視察		
26	日			

月日	曜	内 容 (I・II)	内 容 (III・IV)	備 考
27	月	(比 研) 朝・朝	(講) 国際犯罪の諸問題 警視庁副總監 柴田善彦	
28	火	(同 上) 朝・朝	(講) ドイツの国際協力制度 その2 (客) Mr. Scheider	
29	水	(同 上) 朝・朝	(講) 国際協力の実務 その1 Mr. Clark	
3. 1	木	(視)		
2	金	関西方面矯正施設		
3	土			
4	朝			
5	月	(講) ドイツの国際協力制度 その3 (客) Mr. Schneider	(比 研) 朝・朝	
6	火	(比 研) 朝 朝 朝	(比 研) 朝 朝 朝	
7	水	全 体 討 議	同 左	
8	木	"		
9	金	(講) フィリピンの国際協力制度 (客) Mr. Tuquero	(講) フィリピンの国際協力制度 (客) Mr. Tuquero	
10	土	アジ研同窓会		
11	朝			
12	月	(講) 国際協力の実務 その2 (客) Mr. Clark	(講) 国際協力の諸問題 東京高等検察庁 伊藤栄樹	
13	火	(視) 最高裁判所	(視) サンシャインセンター	
14	水	全体討議結果報告	同 左	
15	木	修 修 評 価	修 人 面 談	
16	金	食 料 調 査	招 講 式	送別会
17	土	修 修 員 退 所		
18	朝			
19	月	修 国		

(講) = 講 議 (視) = 視 察 (客) = 客員専門家 (比研) = 比較研究 (修人発表)

Mr. Gainer = 米国司法省司法次官補

Mr. Schneider = 西ドイツ司法省民事局長

Mr. Clark = 米国司法省検事

Mr. Tuquero = フィリピン共和国首席検察官

〔Ⅳ〕 研修員参加資格要件

General Information(G.1)に記載の応募条件は以下のとおり。

- (1) 指定期日までに所定の手続きを経て自国政府より推せんを受けた者。
- (2) 法務省、内務省、又は最高裁判所等の刑事司法に関する国際協力に関連する組織において、少なくとも課長以上の地位にあり政策決定に関与しうる上級の幹部職員である者。
- (3) 充分なる英語会話力及び読解力を有する者。
- (4) 35才以上55才以下の者で、かつ当該分野において今後2年以上の継続勤務を行う者。
- (5) 研修に耐え得る精悍力、健康な身体を有する者。妊婦は無資格とする。

〔Ⅴ〕 応募及び選考

(1) 応募割当国 27カ国

バングラデシュ、ブルネイ、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、香港、中国、フィジー、トンガ、モロッコ、サウジアラビア、スーダン、トルコ、アラブ首長国連邦、エチオピア、チリ、コロンビア、コスタリカ、ジャマイカ、ベルー、

(2) 応募状況 24カ国36名

バングラデシュ(2名)、インド(2名)、インドネシア(3名)、韓国(1名)、マレーシア(2名)、ネパール(1名)、パキスタン(2名)、シンガポール(1名)、スリランカ(1名)、タイ(2名)、香港(1名)、中国(1名)、フィジー(1名)、トンガ(1名)、モロッコ(1名)、サウジアラビア(1名)、スーダン(1名)、トルコ(1名)、エチオピア(1名)、チリ(1名)、コロンビア(1名)、コスタリカ(3名)、ジャマイカ(1名)、

ペルー（４名）、

(3) 選考方法及び選考基準

応募割当国に対して日本大使館等を通じ配布された本コースG.1.に基づいて相手国政府から提出された発請書（A2-3フォーム）により、G.1.記載の資格要件を選考基準として、国際協力事業団と法務省法務総合研究所国際連合研修協力部（アジア極東犯罪防止研究所）とが協議して候補者の人選を行う。

(4) 本年度参加研修員

付表昭和58年度参加研修員リスト参照。

(Ⅷ) 研修実施体制及び運営

本セミナーは国際協力事業団と法務省法務総合研究所国際連合研修協力部（アジア極東犯罪防止研究所）との協力により実施運営する。

(Ⅸ) 研修及び宿泊施設

アジア極東犯罪防止研究所

東京都府中市踏見町1-26 TEL 0423-62-5512

国際協力事業団インターナショナルセンター

東京都新宿区市ケ谷本村町42 TEL 03-267-2311

ダイヤモンドホテル

東京都千代田区一番町25 TEL 03-263-2211

(X) 使用テキスト

(1) STATUTES OF JAPAN

- 1) The Constitution of Japan
- 2) Criminal Statutes I and II
- 3) Law for Correction and Rehabilitation of Offenders
- 4) Court Organization Law and Prosecutors Office Law
- 5) LAWS CONCERNING EXTRADITION AND INTERNATIONAL ASSISTANCE IN CRIMINAL MATTERS

(2) PAMPHLETS CONCERNING JAPANESE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM

- 1) Criminal Justice in Japan
- 2) Community Treatment of Offenders in Japan
- 3) Summary of the White Paper on Crime, 1982
- 4) The 1982 Police White Paper -Summary-
- 5) National Statement of Japan for the Sixth United Nations Congress on the Prevention of Crime and Treatment of Offenders
- 6) Bulletin of the Criminological Research Department, 1982

(3) UNAFEI PUBLICATIONS

- 1) Resource Material Series Nos. 22, 23
- 2) UNAFEI Newsletter Nos. 49, 50, 51
- 3) Criminal Justice in Asia
-The Quest for An Integrated Approach-
- 4) Recent Activities of United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
- 5) Regional Paper Presented at Asia and the Pacific Regional Preparatory Meeting for the Seventh United Nations Congress

on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders
6) Alternatives to Imprisonment in Asia

(4) OTHERS

Public Administration in Japan

(X) 研修付帯プログラム

(1) 集合ブリーフィング

研修員の来日した翌日に、東京インターナショナルセンターにおいて国際協力事業団は、来日事務諸務手続及び滞在費等の支給に係る集合ブリーフィングを実施する。

(2) 一般オリエンテーション

集合ブリーフィングを受けた後、来日日の翌週（昭和59年2月6日より2月10日）に、研修員は東京インターナショナルセンターで実施される一般オリエンテーションに参加する。一般オリエンテーションは、研修員に日本の事情を紹介することを目的としており、そのプログラムは次のとおりである。

昭和59年度オリエンテーションプログラム

日	時 間	内 容
第1日(月)	10:00~12:00	所長挨拶 事業説明
	13:30~14:15	事務等説明
	14:15~16:15	よりよい滞日生活のために
第2日(火)	10:00~12:00	日本の文化史
	13:00~14:30	日本の経済総力
	14:30~16:30	日本の人文地理
第3日(水)	10:00~12:00	日本の経済
	14:00~16:00	日本の行政機関
	16:15~17:15	日本紹介 上段
第4日(木)	10:00~12:00	日本の言葉
	14:00~16:00	日本の教育
第5日(金)	9:00~13:00	都内見学(バス)

END 研修の評価

本セミナーのニーズ及び成果を把握し、かつ研修員のセミナー内容に対する理解度を評価し、今後のセミナーの改善に資することを目的として以下の通り評価会等を行う。

- (1) 研修参加国の国情を十分に理解すべく研修期間初期にカンントリーペーパーを提出、発表させ、研修内容の改善に反映させる。
- (2) エバリュエーションセッションを設け、研修員より本セミナー全般につきコメントを聴取するほか、個人面接を行い、研修員からきかない意見を聴取する。

付表一三 昭和五八年感犯罪防止（上級）セミナー研修員名簿

No.	Country 国名	Name 氏名	(Age)	Title or Position 所属及び官職
1.	Bangladesh バングラダシュ	Mr. A.H.M.B. Zaman A.H.M.B. ザマン		Deputy Inspector General of Police, Police Headquarters, Dhaka 警察本部副本部長
2.	Colombia コロンビア	Mrs. Maria Edilia Ortega de Suarez マリア エディリア オルテガ デ スアレス		Magistrate, Superior Tribunal of Judicial District 地方裁判所 判事
3.	Costa Rica コスタリカ	Mrs. Gladys Diaz Delgado グラダイス ディアス デルガド		Judge, Supreme Court of Justice 最高裁判所 判事
4.	Ethiopia エチオピア	Mr. Kifle Derogba ホフレ ダルガバ		Chief of Criminal Investigation Bureau, Police Headquarters 警察本部犯罪捜査局長
5.	Fiji フィジー	Mr. Liesa Via Tiko リエサ ビア タイコ		Superintendent of Prisons, Fiji Prisons Service 矯正局長
6.	Hong Kong 香港	Mr. William John Norman ウィリアム ジョーン ノーマン		Detective Superintendent, Head of Crime Prevention Bureau, Crime Wing, Police Headquarters, Royal Hong Kong Police Force 香港警察部犯罪部長

No.	Country 国名	Name 氏名	(Age)	Title or Position 所属及び官職
7.	India インド	Mr. Vijai Shankar Mathur ビジャイ シャンカー マートル		Deputy Inspector General of Police, (Administration), Uttar Pradesh, Lucknow ウタールプラデシュ州警察本部副本部長
8.	Indonesia インドネシア	Mr. Djaka Hadi Wardaja ジャカ ハジィ アルダーヤ		Judge at Military Court 軍事裁判所 判事
9.	Korea 韓国	Mr. Kim, Kyung-Han (金 景 漢) キム キョン ハン		Senior Public Prosecutor, Researching Officer, Supreme Prosecutors Office 最高検察庁研究部 検事
10.	Malaysia マレーシア	Mr. Othman Bin Dahwan オスマン ビン ダーワン		Police Superintendent, Criminal Investigation, Component Sabah, Police Headquarters, Royal Malaysia Police マレーシア警察サバ州刑事部長
11.	Morecco モロッコ	Mr. Ben Abdallah Mohamed ベン アブダラ モハメッド		Commissioner of Police, Chief for National Identification, National Police 国家警察本部登録部長
12.	Nepal ネパール	Mr. Padma Raj Subedi パドマ ラジ スベディ		Joint Secretary in Ministry of Home Affairs 内務省 官務長
13.	Pakistan パキスタン	Mr. Mazhar-ul-Haq マザール ウル ハク		Judge, High Court, Lahore ラホール 高等裁判所 判事

No.	Country 氏名	Name 氏名	(Age)	Title or Position 所属及び官職
14.	Peru ペルー	Mr. Moises M. Pantoja Rodulfo モイセス M. パントーハ ロドルフォ		President of the Superior Court of Lima リマ地方裁判所長
15.	Saudi Arabia サウジ アラビア	Mr. Saad Abdulla Al-Medemigh サアド アブドラ アルメヂミー		Investigator, Crime Control Headquarter, Public Security, Ministry of Interior 内務省犯罪制御本部捜査官
16.	Sri Lanka スリランカ	Mr. Hetti Gamage Dharmadasa ヘツガイ ガマジ ダーマダサ		Deputy Commissioner of Prisons, Prison Headquarters 矯正局長
17.	Sudan スーダン	Mr. Sir Elkhatim Osman アーホルクハカイム オスマン イドリス		Deputy Director, Department of Training and Guidance, Police Force in the Sudan 警察学校 教頭
18.	Thailand タイ	Mr. Athaniti Dixatha-Amnaraj アタニタイ ザイサダアムナラシ		Chief Judge attached to the Ministry of Justice 司法省付主審判事
19.	Tonga トンガ	Mr. Viliami Unga Hafoka ウイリアミア ウンガ ハフョカ		Registrar of the Supreme Court of Tonga 最高裁判所 事務総長
20.	Turkey トルコ	Mr. Mustafa Tören Yücel ムスタファ トールン ユーチェル		Judge at the Ministry of Justice 司法省付判事

付表-4 犯罪防止(上級)セミナー 国別研修員参加実績表

国名	年度															計
	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57		
アフガニスタン			1	1	1	1	1		1	1					7	
バングラデシュ						1			1		1			1	4	
インド	1	1		1	1	2	1	1	1	2	2	2	1	2	18	
インドネシア	1	1	1	2	2	3	1	1			1	1	1		15	
ラオス				1	1	2									4	
マレーシア		1	1	1	1	1		1	1	1	1	2	1	2	14	
ネパール	1		1		1	2	1	1		1	1	1	1	1	12	
パキスタン		1			1	2		1		1	1	1	1	1	10	
フィリピン		1	1			1	1	1	1	1	1	1	2	1	12	
シンガポール	1		1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	12	
スリランカ			1	1	1	2	1	1		1	1	1	1	1	12	
タイ	2	1	2		1		1	1	1	1	1	2	1	2	16	
ベトナム		1		1	1	1									4	
韓国	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	13	
台湾		1													1	
中国														1	1	
トンガ										1		1	1		3	
西サモア											1				1	
フィジー														1	1	
イラン	2					1	1	1	2						7	
イラク						1		1	1	1	1	1		1	7	
香港					1			1		1					3	
ブラジル													1		1	
スーダン														1	1	
アラブ首長国連邦													1		1	
ジャマイカ								1					1		2	
ガーナ													1		1	
モロッコ													1	1	2	
コスタリカ			1										1	1	3	
ギニア												1			1	
ベルー											1				1	
パラグアイ									1						1	
計	9	9	11	10	14	22	9	14	13	12	15	16	18	19	191	

